

【3】「湯たんぽ使用時の熱傷」(医療安全情報No.17)について

(1) 発生状況

医療安全情報No.17(平成20年4月提供)では、療養上の世話において湯たんぽを使用した際に、患者の身体に湯たんぽが接触し熱傷をきたした「湯たんぽ使用時の熱傷」を取り上げた(医療安全情報掲載件数6件 集計期間:平成18年1月~平成20年2月)。湯たんぽ使用時の熱傷の事例は、平成18年に3件、平成19年に3件、平成20年に2件、平成21年に1件であった。また、本報告書分析対象期間(平成22年7月~9月)に報告された事例は1件であった(図表III-3-5)。

図表III-3-5「湯たんぽ使用時の熱傷」の報告件数

	1~3月 (件)	4~6月 (件)	7~9月 (件)	10~12月 (件)	合計 (件)
平成16年				0	0
平成17年	0	0	0	0	0
平成18年	1	2	0	0	3
平成19年	2	0	0	1	3
平成20年	0	0	0	2	2
平成21年	0	1	0	0	1
平成22年	0	1	1	—	2

図表III-3-6 医療安全情報No.17 「湯たんぽ使用時の熱傷」

医療事故情報収集等事業 医療安全情報 No.17 2008年4月

財団法人 日本医療機能評価機構

◆ ◆ ◆ ◆ ◆

医療 安全情報

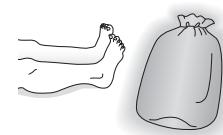
No.17 2008年4月

◆ ◆ ◆ ◆ ◆

〔湯たんぽ使用時の熱傷〕

「療養上の世話」において湯たんぽを使用した際、熱傷をきたした事例が6件報告されています。(集計期間:2006年1月1日~2008年2月29日、第10回報告書「共有すべき医療事故情報」に一部を掲載)。

身体に湯たんぽが接触し、熱傷をきたした事例が報告されています。

事例1のイメージ図

医療機関の取り組みのイメージ図

医療事故情報収集等事業 医療安全情報 No.17 2008年4月 ◆ ◆ ◆

医療 安全情報

No.17 2008年4月 ◆ ◆ ◆

〔湯たんぽ使用時の熱傷〕

事例1

看護師Aは、患者の下肢に冷感があったため、60度の湯を入れた湯たんぽを準備し、その上に患者の両下腿をのせた。1時間後、看護師Bは、患者の下肢の冷感が消失したため、湯たんぽをはずした。10時間後、下腿にびらん及び滲出液に気付き、熱傷を生じたものと判断した。院内の看護手順には、湯たんぽを使用する際は身体から離すことが明示されていたが、周知されていなかった。

事例2

湯たんぽを使用して保温を行っていた。患者の訴えにより、下肢を見ると左足内側に湯たんぽが接触しており、発赤認め、熱傷をきたしていた。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・湯たんぽを使用する際は、熱傷・低温熱傷の危険性があることを認識する。
- ・湯たんぽを使用する際は、身体から離して置く。
- ・湯たんぽなど(温罨法)に関するルールを院内で統一する。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例などを、当事業の一環として専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。
<http://jepc.or.jp/html/accident.htm#med-safe>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性について万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の教育を目的としたものであり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。

J C 財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部
〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル10階
電話: 03-5217-0252(直通) FAX: 03-5217-0253(直通)
<http://jepc.or.jp/html/index.htm>

（2）事例概要

本報告書対象期間内に報告された事例の概要を以下に示す。

事例1

【内容】

患者は身体を温めると痺れが楽になるということから、寝る前に湯たんぽ（湯たんぽカバーに入れバスタオルを巻いていた）を使用し下肢を温めて寝ていた。深夜に患者より「下肢が痛い」と訴えがあり、熱傷に気付いた。2センチ位の水疱形成があった。

【背景・要因】

- ・湯たんぽの作成は湯沸かし器の80度のお湯を2分の1位注ぎ入れた。
- ・湯たんぽはカバーに入れ、さらに厚いタオルを重ねて湯たんぽを包んだ。
- ・看護師は湯たんぽを下肢付近に設置した際に、患者がいつものように下肢で位置を調節出来ると思い込み、設置位置の確認をしなかった。
- ・看護師は鎮痛剤やステロイド使用により、たとえ低温であっても熱傷を来しやすい状態にあることを、認識せずに対応した。

（3）事例が発生した医療機関の改善策について

1) 患者の状態に応じた温罨法の選択

- ① 電気毛布を試用の結果、効果的であったため、電気毛布に変更した。

（4）湯たんぽの使用に関する注意喚起について

社団法人日本看護協会は、平成22年1月7日付緊急安全情報「温罨法（湯たんぽ）の安全使用—皮膚への接触は危険！—」において、湯たんぽの使用上の問題、低音熱傷を発症しやすい状況として、意識障害や麻痺等により運動機能障害や知覚障害がある場合、糖尿病に罹患している場合、高齢者や乳幼児、睡眠薬・鎮痛鎮静剤等を使用している場合、を紹介している。また、安全使用のための対応例の中で、「皮膚に接触しないよう、身体より離して使用する」と注意喚起している。

また、独立行政法人製品評価技術基盤機構は、平成21年11月、製品安全・事故情報「『低温やけど』の事故防止について（注意喚起）」において、「『低温やけど』には、温かく心地よいと感じる程度の温度でも、長時間にわたって皮膚が触れていると発症するという特徴があります」と紹介している。

（5）まとめ

平成20年4月に医療安全情報No.17「湯たんぽ使用時の熱傷」を提供した。事例が発生した医療機関の取り組みとして、①湯たんぽを使用する際は、熱傷・低温熱傷の危険性があることを認識する、②湯たんぽを使用する際は、身体から離して置く、③湯たんぽなど（温罨法）に関するルールを院内で統一することを紹介した。平成22年に報告された事例の改善策では、患者の状況にあった温罨法を選択することもあげている。

今後も引き続き注意喚起するとともに、類似事例発生の動向に注目していく。

（6）参考文献

1. 社団法人日本看護協会. 緊急安全情報. (online), available from <http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/anzen/pdf/> 2010/20100107.pdf (last accessed 2010-09-14)
2. 独立行政法人製品評価技術基盤機構. 「低温やけど」の事故防止について（注意喚起）. (online), available from <http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs091126.html> (last accessed 2010-09-14)